

## 第三者評価結果(児童相談所・一時保護所)

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

運営主体：浜松市	種別：一時保護所	
事業所名：浜松市一時保護所		
代表者氏名：	定員(利用人数)：	
所在地：		
TEL：	FAX：	
E-mail：		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2007年4月1日		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：1名
専門職員(資格者数)	(保育士) 3名	(保健師) 1名
	(臨床心理士) 1名	(教員) 2名
施設・設備の概要	(居室数) 11名	(設備等)食堂、娯楽室、面接室
		心理室、学習室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

- 安心と安全を守ります。
- 一人ひとりを大切にします。
- 規則正しい生活の中で自分を見つめることができるよう援助します。

#### ★基本方針

- 衣食住の提供をし、子どもの権利を尊重することを最優先し、体罰やいじめをはじめとする身体的・精神的な暴力を受けることなく、安心して過ごせるよう援助を行う。
- 一人ひとりの子どもの気持ちや特性、努力、変化等にを向けて、自己肯定感を持てるような援助支援を行う。
- 基本的な生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助を行う。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

##### ・工作の日の実施

季節や行事に合わせた工作物を作ることで、季節や行事について知識や関心を深めたり、他児や職員と一緒に物を作る楽しさを感じたり、作品やその過程の努力を褒められることで、自己肯定感などを得られる機会を設けている。

##### ・お話し会

季節や行事に合わせた絵本を読み聞かせることで、季節や行事について知識や関心を深めたり、短時間ながら他者の話を興味を持って集中して聞く練習の機会を設けている。

##### ・運動指導

近隣の公共の体育館を借り、バドミントン、バスケ、卓球等を行っている。

・誕生日には職員や担当CW、Thが寄せ書きしたバースデーカードを渡している。誕生月に誕生日の児童希望のメニューを取り入れている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月 1日(契約日) ~ 令和 5年 3月10日(評価確定日)  【令和 5年 1月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (令和 年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆「一時保護の目的」に対する職員の意識

職員は、一時保護所の理念や基本方針を理解して担当業務に取り組んでいる。一時保護の目的である「子どもの最善の利益を最優先に考慮する」に沿った援助が行えているかについて、意識する職員が増えている。長年、当たり前に行ってきた事や禁止してきた事が、「子どもにとって本当に必要なことか否か」を改めて考えるようになっており、目的達成に向けて前進している証である。確実に一時保護所の職員としての意識が強くなってきている。

##### ◆所長の姿勢と実行力

所長は平成19年の一時保護所立ち上げに関わり、一旦他部署へ異動となったが、平成29年に再赴任して現在6年目に至っている。着任後に把握した課題について、職員の協力を得て一つひとつ解決に導いている。率先して子どもに関わることで、その姿勢がスーパーバイザーの役割を果たしている。職員本人の勤続年数や考え方を考慮して対応しており、話すタイミングや言葉選び、また労いも忘れずにやっている。職員の勤務体制やマニュアル類の見直しなど、必要と感ずることは迅速に実行し、「有言実行」の姿勢は、職員からの信頼に結びついている。

##### ◆子どもへの援助

職員は、一時保護所に来た子ども一人ひとりに対して、常に少しの変化も見落とさないように注意しながら見守りを行っている。入所時や退所時の対応は、児童相談所の職員がすべて行っていることから直接の聞き取りはできないが、子どもの様子や情報は、児童相談所の児童心理司や児童福祉司との緊密な連携から聞き取っている。保護所の限られたスペースの中で体を動かすことや、自分の好きなおもちゃで遊べるスペースを確保したり、同性介助や男女別フロアでの居室別などにも工夫がみられている。基本的な生活リズムが取れるように支援を行い、子どもの精神的な安定が図れるように支援を行っている。

◇改善を求められる点

◆「事業計画」の策定

目指すべき方向性を職員全員で共有するために、理念や基本方針に基づいた一時保護所単独の「事業計画」の策定が求められる。市の職員としての目標は、人事考課制度により個々に管理されているが、一時保護所の職員としての目標が明確になっていない。今回の第三者評価で表面化した改善点を「事業計画」に落とし込むことで、目的(目指すべき到達点)と目標(取り組む具体的な手段)の明確化が可能となる。一時保護所全体の方向性を「事業計画」で示すことにより、職員のモチベーションと援助の質の向上に結び付くことが期待される。

◆専門性を活かした職員配置

理念に沿った援助を行うための目的の一つとして、「適切な人員配置」の必要性についてチーム(職員全員)で話し合う機会を設けられたい。必要とする職員配置を明確にするためには、課題→分析→根拠→改善のプロセスが重要であり、特に「必要性の根拠」を明文化しておくことが望ましい。今後を見据えた、専門職員の配置を適えるための目標が定まることが期待される。

◆「一時保護の目的」の周知徹底

今年度のエアコン故障による緊急事態において、予算成立までにかかり時間を要した件や、以前の事例であるが、門戸の故障時に「完全に使えなくなるまで」取り換えることができなかつた件などがある。前述の2事例に関しては、体調管理やリスク管理の観点において、少なからず子どもに不利益を与えている。一時保護の目的である「子どもの最善の利益を最優先に考慮する」ことを関連部署全体に周知し、意識を共有することが求められる。一時保護所が申請する予算は、「子どものために最低限必要とされる予算」である。「表面化しない子どもへの影響」を目の当たりにする職員のモチベーション低下が、援助の質の低下に繋がる懸念される。今後、このような悪循環が繰り返されないことに期待したい。

◆記録の必要性

毎日の生活の中で子どもの安定を図れるように支援を行っている。職員全員は共有の認識をもって子どもに対して接しているが、書面に残すことができていない。誰が見てもすぐに分かるような、簡単でもよいのでマニュアルなどの作成が臨まれる。記憶だけでは、内容の違いや言葉の違いにおいて捉え方が違ってきてしまう事もあることから、共有認識を持つためにも誰が見ても分かる書面の作成を期待したい。

### 第三者評価結果

※すべての評価細目(91項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 評価対象 I 一時保護所の運営体制

##### I-1 理念・事業計画

I-1-(1)理念、事業計画の策定・周知		自己評価	第三者評価
I-1-(1)-① 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか。	相1	a	①・b・c
<コメント> 一時保護の目的に則り、「安心と安全を守り、一人ひとりを大切にします」を理念として掲げている。子どもの最善の利益を最優先に考慮すること、また、子どもが、規則正しい生活の中で自分を見つめ、安心して生活できるような援助支援を行うことを基本方針としている。子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握し、一人ひとりが自己肯定感を持てるように援助している。			
I-1-(1)-② 年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	相2	b	a・②・c
<コメント> 一時保護所に特化した「事業計画」は策定されていない。市の児童相談所「事業概要」において、年度毎に一時保護所の状況と実績が報告されている。「事業計画」では、理念や基本方針に沿った目標を設定し、目標に対する具体的な取り組み内容や目標数値、また、期限等を設定する事が望ましい。PDCAサイクル(計画→実行→評価→改善)を実行して、次年度に繋げる流れの定着が期待される。			

##### I-2 適切な施設・環境整備

I-2-(1)各種基準等の遵守		自己評価	第三者評価
I-2-(1)-① 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	相3	a	①・b・c
<コメント> 入所児童数が、居室定員の上限を超えることが度々ある。一時保護委託を早めに検討し、児童相談所経由で児童養護施設等に依頼をするが、断られるケースが増えている。一時保護所の役割として、行き場のない子どもの受入れを断ることはない。結果、子どもの行き場がなくなり、一時保護所に留まらざるを得ない実状がある。一時保護所内には、開放的空間(娯楽室やグラウンド等)があり、居室の仕様も基準に沿って整備されている。			
I-2-(1)-② 一時保護所として、適切な職員配置が行われているか。	相4	a	a・②・c
<コメント> 臨床心理士や保健師の資格を有する職員は、児童指導員と同じ役割で業務に従事している。以前は、看護師が在籍していたが、2年前から保健師がその役割を担っている。庶務専任職員の配置がないため、専門資格を持つ職員も児童指導員として子どもと関わり、職員全員で予算管理や事務作業を行っている。ただ、職員が子どもに集中できる環境が必要であり、業務内容の精査を行い、重複または不要な作業の削除等を検討されたい。			
I-2-(2)個別性の尊重		自己評価	第三者評価
I-2-(2)-① 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	相5	a	①・b・c
<コメント> 生活上のルールや私物の持ち込み品等については、入所時に説明して子どもの同意を得ている。眼鏡や塗り薬(自己管理が可能な場合)、安眠用のぬいぐるみ、気持ちが落ち着く香りのついたハンカチなど、子どもの安心に配慮した物は許可している。呼称は、「くん」や「さん」を基本としているが、慣れてくると「あだ名」や「呼び捨て」で呼ぶ傾向がある。子どもは、自分が大切にされているかを呼び方で敏感に感じるため、不適切な場合は注意喚起している。			

I-2-(3)生活環境の整備		自己評価	第三者評価
I-2-(3)-① 一時保護所内の生活環境は適切であるか。	相6	a	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもたちは、15分の休憩時間(日に4回)のほとんどをグラウンドで遊んでいる。午後の1回は入浴時間と重なり、職員配置の関係で安全確保ができないため、外遊びはしていない。娯楽室の掃き出し窓は、無断外出対策として、避難訓練と換気時以外は施錠している。居室エリアと娯楽室の座卓は男女を区別して、不適切な言動を未然に防ぎ、適切な距離を保つように促している。毎日午後には、職員と子どもが一緒に施設内の清掃を行っている。</p>			
I-2-(3)-② 一時保護所内では、生活に不自由のない安全な環境が整備されているか。	相7	b	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;  今年度の冬に娯楽室と居室のエアコンが故障したが、予算確保に時間を要して修理が遅れてしまった。職員の知人から、オイルヒーターを借りて当座をしのいだが、子どもたちに寒い思いをさせる事態となった。「子どもの体調に影響する緊急の要求」にも関わらず、市・財政課の対応の遅さが憂慮される。所長の再赴任を機に、壁の大きな穴を直し、目立つ箇所も修繕している。夏場には、熱中症測定器を活用して外遊びの管理を徹底させている。</p>			

### I-3 管理者の責務と職員体制

I-3-(1)管理者の役割と責任		自己評価	第三者評価
I-3-(1)-① 管理者が一時保護所を管理・運営する環境が整っているか。	相8	a	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  所長は、平成29年度の再赴任後に職員から聞き取りを行い、改善すべき点が多々あることが知った。所長はじめ職員全員が、担当業務過多により、時間と気持ちに余裕がない状態が続いている。一時保護所を統括管理する立場の所長が夜勤シフトにも入り、子どもに寄り添う支援を優先させている。統括責任者として、業務改善に取り組みながら、できる限りの管理運営を行っている。</p>			
I-3-(1)-② 管理者のリーダーシップは発揮されているか。	相9	a	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  所長が、職員の手本となる振る舞いに努めている。信頼される所長、気軽に相談できる所長でありたいとの願いもある。スーパーバイザーとして、「子どもの最善の利益」に対する考え方や関わり方などを日頃から職員に伝え、自らも率先して行っている。リーダーに求められるマネジメント力として、職員個々の能力に合わせて「弱点を受け入れること」が重要であると考えている。個々の能力が発揮できる、強い絆のあるチーム作りを目指している。</p>			
		自己評価	第三者評価
I-3-(2)-① 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか。	相10	a	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  「事務分掌表」には、共通事務、所長の担当事務、グループ員の児童に関する事務と、業務に関する事務とに分類されており、分担区分の記載もある。それぞれの責任者として、主務者と副主務者が明記されている。一時保護所の予算管理に加えて、環境整備や設備保守に関する業務委託、また、備品管理に至るまでを職員全員で分担している。</p>			
I-3-(2)-② 専門性を必要とする職務には、適切な力量を持つ職員が配置されているか。	相11	b	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;  専門資格を持つ職員が、児童指導員として子どもに関わり、事務作業を同様に分担している。一時保護所に臨床心理士の配置があるが、対外的な心理士の役割は児童相談所の児童心理士司が担っている。現在の職員数は規定を満たしているが、障害を抱えた子どもが増加傾向にある中、無資格の職員が多いことを課題と捉えている。今以上に児童福祉司などの専門職が必要となることを踏まえて、有資格者の増員が期待される。</p>			

I-3-(2)-③ 職員にとっての働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるか。	相12	a	①・b・c
<コメント> 所長自ら定時退勤を実践し、職員にも時間外勤務の削減を促している。土・日曜日の勤務を1人増やしたことで、緊急時の対応がスムーズになっている。所長と職員との関係は良好で、いつでも相談を受け付け、気になる点は所長から声をかけている。職員から適宜の報連相(報告・連絡・相談)がある。勤続年数や職種に関係なく、失敗を恐れずにチャレンジして、「だめなら皆でまた別の方法を考える」ような流れを作り、働きやすさに繋がりたいと考えている。			
		自己評価	第三者評価
I-3-(3)-① 人事管理の体制が確立しているか。	相13	b	a・①・c
<コメント> 年2回(3月と9月)、市で統一された人事考課を実施し、その際に所長が職員から話を聞いている。一時保護所に特化した内容の人事考課ではなく、業務に関する目標設定ができていない。所長が考える「期待する職員像」は、「子どもの目線や視点で考えることができる職員」である。一時保護所の理念と基本方針に「期待する職員像」を加えて、個々が達成可能な目標をもって取り組むことが期待される。			
I-3-(3)-② 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取り組みが実施されているか。	相14	b	a・①・c
<コメント> 専門職の採用は、児童相談所本課と人事課との協議により決められる。障害児や様々な課題を抱えている子どもが増加傾向にあり、専門知識や対応技術の必要性が増すことを踏まえて、いずれは児童福祉司などの専門職で固めたいと考えている。定着の観点から、「職員の業務過多」を解消する必要があるが、庶務専任職員を補充すれば児童指導員が減員となることは明らかである。次年度は、非常勤職員の求人申請を行う予定である。			
I-3-(3)-③ 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の取り組みを行っているか。	相15	c	a・①・c
<コメント> 「自己申告書」の提出時期には、職員全員が児童相談所長との面談の機会がある。人事考課で市職員としての目標設定はしているが、一時保護所職員としての目標は曖昧である。所長の面談を年1回夏に行うが、不定期である。必要と判断すれば、時間を作って話しを聞く機会を設けている。所長自体が業務過多により、声掛けの回数が減っている。職員が目標を持って業務に取り組めるような、「一時保護所の事業計画」の策定に期待したい。			
I-3-(3)-④ 職員の育成に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されているか。	相16	b	a・①・c
<コメント> 専門職の必要性は感じているが、計画的な育成を具体的に考えるまでには至っていない。以前、メンタルヘルスやリラクゼーションに関する研修を計画したが、児童相談所担当者が多忙につき実現に至らなかった。過去には、一時保護所間の交流や養護施設の見学を実施している。研修の外部委託を希望する声もあったが、予算の関係で立ち消えている。予算削減の方法として、一時保護所独自の内部研修の実施を検討されたい。			
I-3-(3)-⑤ 職員一人ひとりに、研修の機会が確保されているか。	相17	b	a・①・c
<コメント> 面接スキルトレーニング研修には人数制限があり、翌年参加する予定が、諸事情により別の職員が先に参加することになった事例がある。予算の関係もあり、全員が同様に参加機会を得ることは難しい。外部研修に拘らず、研修委員が中心となり、所長や職員全員による「ピアスーパービジョン」などを検討されたい。「一時保護所職員のためのハンドブック」を活用するなど、実践につながる内部研修で職員全員の足並みを揃えることが期待される。			

#### I-4 関係者、関係機関との連携

I-4-(1)児童福祉司・児童心理司との連携		自己評価	第三者評価
I-4-(1)-① 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか。	相18	a	a・①・c
<コメント> 児童福祉司と児童心理司は児童相談所の所属により、児童相談所を通して連携している。子どもの処遇について、専門職員と保護所職員で意見が対立することはあるが、「子どもの最善の利益」を考えて歩み寄っている。情報共有は密に行っているが、報告等のタイミングや方法、また場所などについては再考の余地がある。緊急時以外の報告は、事前に時間と場所を話し合い、お互いが落ち着いて情報共有できる状況で行うことが望ましい。			

I-4-(2)関係機関との連携		自己評価	第三者評価
I-4-(2)-① 医療機関との連携が適切に行われているか。	相19	b	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>傷病に関しては近隣の病院で対応しており、小児精神科はかかりつけ医を受診している。通常であれば、受診まで月単位の日数を要するが、ケースワーカーから児童相談所を経由することで、受診までを迅速に行うことができている。トラウマ治療に関してもかかりつけ医があるが、現在は満床で入院対応が不可となっている。職員から提携を希望する声があるが、現状においては問題なく対応できている。</p>			
I-4-(2)-② 警察署との連携が適切に行われているか。	相20	a	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>警察署から子どもを受け入れる際には、児童相談所が入所時に必要な手続きを行っている。入所後の連携も児童相談所を通すが、無断外出時の発見や保護の依頼、届け出等は、一時保護所が対応している。夜間や緊急時における連絡や報告などは、児童相談所の緊急用携帯電話で迅速に行っている。「危機管理マニュアル」があり、警察署との対応フローが構築されている。</p>			
I-4-(2)-③ 施設や里親等との連携が図られているか。	相21	b	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>移行先とは電話でのやり取りが多く、密に連携しているとは言い難い。一時保護所では、施設や里親が子どもの表情や行動、また食事のしかたなど、保護所での様子を直接見て判断することが好ましいと考えている。移行後でも、一時保護所や児童福祉司にSOSの連絡をしたり、継続してケースワーカーに相談できる事を子どもに伝えている。移行先と対面する機会を増やすなど、今後の連携強化が期待される。</p>			
I-4-(2)-④ その他、子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が図られているか。	相22	a	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所では、子どもが関わる学校や医療機関などからの見学を歓迎している。小・中学校の校長会経由で見学受入れの文書を配布し、コロナ禍以前には年2回程度の見学が実施されている。かかりつけ医療機関の医師や看護師が見学に来所したときには、「印象が変わり、先入観も払拭された」との声が聞かれた。連携強化の一環として、移行先も含めた見学機会を定期的に設けることを検討されたい。</p>			

#### I-5 文書・情報管理

I-5-(1)文書管理		自己評価	第三者評価
I-5-(1)-① 書類や記録類が適切に管理されているか。	相23	b	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の方針としてペーパーレス化を推進しており、パソコンによるデータ管理が主となっている。一時保護所における文書の保管や廃棄については、期間を示した一覧表があり、市の文書管理の規則に沿って適正に管理されている。一時保護所の管理下にあるマニュアルに関して、見直しを随時行っている。定期的な見直しと、職員の意見を反映させたマニュアルの改訂を今後の改善点として挙げている。</p>			
I-5-(2)情報管理		自己評価	第三者評価
I-5-(2)-① 個人情報は適切に管理されているか。	相24	b	a・㉗・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時の個人情報管理は、パソコンにデータを保存している。子どもの退所後は、記録を紙媒体でファイリングし、決裁後に鍵付きの書庫で保管している。外部から見えないようにカーテンを閉めるなど、配慮している部分はあるが、記録を閉じずに席を離れてしまうこともある。職員全員が、同様の理解で個人情報管理を行うように、市の個人情報の適正管理に関する要綱などを基に、チェック体制を強化することが望ましい。</p>			

I-5-(2)-② 重要度や機密性の高い情報は適切に管理されているか。	相25	b	a・㉞・c
<コメント> 一時保護所内での情報管理は適切に行われているが、機密度レベルに応じた管理方法に関しては周知徹底されていない。重要度や機密性の高い情報の分類や扱い方などについて、職員がどの程度理解しているか、また、同様の扱いができていないか、などを確認することが求められる。情報保護に関する意識の高揚を図るために、内部研修等で取り上げて啓発を図ることが期待される。			

## I-6 安全対策

I-6-(1)無断外出への対応・対策	自己評価	第三者評価
I-6-(1)-① 無断外出があった場合の対応は明確になっているか。	相26	a ㉞ b c
<コメント> 子どもが無断外出したときの対応マニュアルがあり、フロー通りに対応している。一時保護所職員がその子どもの発見や保護に努めるとともに、保護者その他の関係者にも連絡している。可能な限り捜索を行い、必要に応じて警察署に発見や保護を依頼している。過去の事例に関する対処法や反省点などをまとめて、振り返りの機会とされたい。		
I-6-(1)-② 無断外出の未然防止に努めているか。	相27	b a・㉞・c
<コメント> 無断外出に関するリスク管理として、万全なセキュリティではないが、防犯カメラや窓が開くと音が鳴る装置を各所に設置している。内部の施錠は、子どもの状況を見ながら必要に応じて行い、外部への出入口は終日施錠している。夜間は、玄関入口に監視員を配置し、不審者対策を兼ねて外周の見回りを行っている。マニュアル策定の際には、子どもに「なぜ良くないのか」を伝える文言を加え、職員に周知することが望ましい。		
I-6-(2)災害時の対応・対策	自己評価	第三者評価
I-6-(2)-① 災害発生時に適切に対応するための仕組みがあるか。	相28	b a・㉞・c
<コメント> 「放送設備マニュアル」や「災害マニュアル」は備えているが、万全な内容とは言い難い。想定される災害全てに対応できるマニュアル(責任者不在時の業務委任に関する事項を含む)の作成、また、職員の共通理解を深める取組みが今後の課題である。近隣団地などの避難状況を把握し、どの程度の協力体制が可能であるか、また、一時保護所が地域の避難場所として適切であるかなど、地域貢献も兼ねた関係構築に期待したい。		
I-6-(2)-② 防災訓練は効果的に実施されているか。	相29	b a・㉞・c
<コメント> 避難訓練は毎月実施している。ハザードマップ上の津波警戒地域であり、ライフジャケットを着けて津波想定訓練を実施している。訪問調査当日、グラウンドに座り、職員の指示や説明を静聴している子どもたちの姿があった。訓練終了後、全員が団らん室で30分程度の振り返りを行っている。年2回の夜間想定訓練は、夜間と同様の条件にして昼間に行っている。夜間災害時に他の職員や近隣に協力を求める体制を、予め整えておく事が望ましい。		
I-6-(3)感染症対策	自己評価	第三者評価
I-6-(3)-① 感染症の発生を未然に防ぐための対策が講じられているか。	相30	b a・㉞・c
<コメント> 感染症予防に関するマニュアルはあるが、リスク管理や危機管理に関する周知徹底が不十分である。定期的な内容確認と、周知の機会を設けることを課題としている。入所時の観察体制として、一定期間の隔離を行っている。緊急事態宣言発令時には2週間隔離したが、以降は社会情勢に合わせて軽減させている。食堂の各テーブルにパーテーションを置き、大きな声や必要以上の会話は控えている。日に2回の清掃では、消毒と換気も行っている。		



I-6-(3)-② 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか。	相31	b	a・㉔・c
<コメント> 感染症対策として、面会室等を隔離部屋として利用している。感染症に関しては、知識不足による判断ミスが事態をさらに悪くしてしまう場合がある。リスク管理(予防)と危機管理(減災)について、想定されるあらゆるリスクや起こりうる危機に伴うリスクをリストアップしておくことが望ましい。迅速な対応を要とする感染症においては、発生時のゾーニングや吐瀉物処理方法等について、フローチャートで掲示するなどの工夫が求められる。			

### I-7 運営の透明性の確保

I-7-(1)事業運営の透明性		自己評価	第三者評価
I-7-(1)-① 事業運営の透明性を確保するための取組みが行われているか。	相32	b	㉔・b・c
<コメント> 市の監査は、直近で令和3年度に実施している。一時保護所を含む児童相談所の監査結果は、「事務の執行及び経営に係る事業の管理について、おおむね適正に処理されている」と認められている。希望していた第三者評価は、今回が初めての受審である。今後は、定期的に第三者評価を受審し、受審のない年は自己評価の実施を継続する考えである。一時保護所に対し、入所する子どもや地域住人からの苦情は寄せられていない。			
I-7-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組みが行われているか。	相33	a	㉔・b・c
<コメント> 一時保護所の事務や経理、また、契約や取引などが適正に実施されていることは、市の監査により確認が取れている。「事務分掌表」により、分担区分や分担事務を明確に示し、職員に周知されている。統括責任者は所長であるが、各業務ごとに主務者と副主務者を決めている。業務量の調整や業務担当者の見直しを、年度末に行っている。行政機関であるため、購買に関する事務権限に関する事項は、市の「調達課」が管理している。			

### I-8 支援の質の維持・向上

I-8-(1)標準的な実施方法		自己評価	第三者評価
I-8-(1)-① 必要に応じてマニュアル等が作成され、職員全体で共有され、活用が図られているか。	相34	b	a・㉔・c
<コメント> 業務に応じたマニュアルが作成されており、職員全員で共有している。「業務内容を同様に理解し援助できているか」に関しては、自己評価のコメントから職員の理解度に差異がある事が窺える。「現実に沿ったマニュアルとなっているか」も、職員の働きやすさに欠かせない条件である。業務従事中に活用できるマニュアル作りに期待したい。			
I-8-(1)-② マニュアル等の内容について、適切な見直しを行っているか。	相35	b	a・㉔・c
<コメント> 職員は、必要なマニュアルを新たに作成することや、既存マニュアルの内容を見直すことについて、必要性を感じている。策定や改訂の際には、マニュアルに現場の意見を反映させているかや、期間を定めて実践内容の見直しを行っているか、等について留意されたい。また、内容の周知方法についても、検討の余地が残されている。			
I-8-(2)質の向上のための取組み		自己評価	第三者評価
I-8-(2)-① 自己評価や外部評価(第三者評価等)に取り組み、質の向上が図られているか。	相36	b	㉔・b・c
<コメント> 今年度は3人を1グループとして、職員全員が自己評価に臨み、最終的に所長が内容を確認している。昨年度の自己評価が改善につながらなかったことを踏まえ、以降は、今回の第三者評価の評価項目で自己評価を行うことを決めている。実践状況の確認→見直し→改善→次の計画のサイクルを定着化させることを目指している。自己評価を行う際には、各項目の解釈や理解を職員全員で共有し、統一を図った上での実施を目指している。			

## 評価対象Ⅱ 適切な養育・支援の実施

### Ⅱ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅱ-1-(1)子どもの権利保障(子どもの尊重)		自己評価	第三者評価
Ⅱ-1-(1)-①	子どもの有する権利について、子どもに対して適切に説明しているか。	相37	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが有する様々な権利に関しては、児童相談所の担当心理司から説明している。一時保護所においても分かりやすく書かれたパンフレットを用意して、相談が来た時には随時説明ができるようにしている。第三者や相談先等が具体的に記載された説明文書を、子ども個々に渡している。</p>			
Ⅱ-1-(1)-②	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	相38	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱を食堂、心理室、面接室に設置しており、意見箱の横に記入用紙が置いてある。意見箱には、時々意見が入っており、必ず所長が確認して児童相談所に連絡するようにしている。また、毎日夕食後に日記を書く時間が設けられており、日記の中に相談事などの自分の思いを書いている子どももいる。そこから見える相談事に関しても、適切な支援ができるようにしている。</p>			
Ⅱ-1-(2)子どもの権利保障(一時保護の開始と解除)		自己評価	第三者評価
Ⅱ-1-(2)-①	保護開始にあたり、子ども等に対して適切に説明し、合意を得ているか。	相39	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所において、保護者への説明や不服申し立ての方法などの記載書類を作成し、説明を行っていることから、一時保護所においては親との接触は一切ない。一時保護所での生活の決まりは、「わかばの家」の約束事という生活の決まり事を書いた文書を大きな子には渡しており、小さな子どもには絵や写真入りの資料で説明を行っている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-②	保護期間中に、子どもに現在の状況や見通しを適切に説明し、合意を得ているか。	相40	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに対しては、児童相談所の担当者がすべてにおいて説明を行っている。児童相談所と一時保護所とは密に連絡を取り合っており、話した内容や子どもの様子などはすべて把握できるようにしている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-③	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか。	相41	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護解除については、児童相談所の担当児童福祉司や児童心理司がケース会議を行って確認している。一時保護所にいる間の様子は、職員が良く分かっていることから児童相談所との連携は行われている。保護解除にあつたて、不安になる子どもの不安解消や解除した後の相談方法や電話のかけ方などの練習も行っている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-④	保護解除にあたり、子どもに対する説明は適切であるか。	相42	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所の担当の児童福祉司や児童心理司によって、児童や保護者の意向確認が行われている。解除された後の生活についての不安についても話し合いを密に行い、解除後の生活などの話し合いを行っている。ほとんどが児童相談所の職員によって行われているが、情報や話し合いの内容などは随時一時保護所にも連絡が来ている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-⑤	保護解除後の移行先について、子どもの同意を得る工夫があるか。	相43	a ①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護解除後の移行先についての説明も、児童相談所の担当の児童福祉司や児童心理司によって行われている。子どもの気持ちを確認しながら、移行先の見学やパンフレットなどを用いて説明を行っている。以降に関しては、ほとんどのことを児童相談所の職員が担当しているため、一時保護所の職員は情報の共有を行っているだけであるが、施設に移行する時には一時保護所の担当職員も同行するようにしている。</p>			

		自己評価	第三者評価
II-1-(3)-① 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、適切であるか。	相44	a	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「一日のながれ」というパンフレットに、外出等の行動に関する内容が書かれており、入所時に説明を行っている。女の子の部屋と男の子の部屋の入り口は施錠されているが、皆が使える部屋や一階の部屋、庭への出入り口は施錠されていない。玄関も以前は施錠していなかったが、勝手に外出してしまう子どももあり、安全対策のため現在は施錠している。</p>			
II-1-(3)-② 行動等に関する制限について、子どもの納得や理解を得る取組みがあるか。	相45	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所の担当の児童福祉司や児童心理司が、入所前に説明を行っている。一時保護所に入所してきてからも、一時保護所の職員が分かりやすく丁寧に説明を行っている。不満などが出た場合の対応方法など、納得がいくように子どもに説明をしている。</p>			
II-1-(4)子どもの権利保障(権利侵害)		自己評価	第三者評価
II-1-(4)-① 職員による虐待等、子どもの権利が侵害される事を防止するための取組みがあるか。	相46	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利侵害についてのマニュアルがあり、それに基づいて「自己チェック表」が作成されている。定期的にセルフチェックを行い、振り返りの出来る体制が構築されていることが「自己チェック表」から確認できた。職員は、子どもの権利に関する研修会にも参加しており、研修記録により確認ができた。</p>			
II-1-(4)-② 子どもの権利が侵害される事態が生じた時には、適切な対応が行われているか。	相47	a	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利侵害に対応するための確実なマニュアルといえるものはできていないが、権利侵害が疑われた場合には、すぐに児童相談所の児童心理司や児童福祉司に連絡が取れるようになっている。心のケアに関しても、児童心理司や児童福祉司が何回もカウンセリングに来て、アドバイスが行えるような仕組みができています。これらの手順をマニュアルとして整備することが望ましい。</p>			
II-1-(4)-③ 子ども同士の暴力やいじめ等、権利侵害の発生防止や発生した事例に適切に対応しているか。	相48	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに対して権利侵害のようなことが起こった場合の対応は、「あなたの権利について」のしおりに記載されており、必ず説明を行っている。毎日の日記に様々なことが書かれていることから、早期に相談ができる体制になっている。心のケアも、児童相談所の児童心理司や児童福祉司がカウンセリングやアドバイスに入っている。</p>			
II-1-(5)子どもの権利保障(思想・信教の自由)		自己評価	第三者評価
II-1-(5)-① 思想や信教の自由が保障されているか。	相49	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>これまでに、宗教上で食事制限のある子どもがいたときには、提供する食事に注意を払っていた。現在、宗教に関して特別に配慮の必要な子どもはいない。今後、特別な配慮のある子どもが入ってきた場合には、その子どもに合わせた配慮を行うこととしている。</p>			
II-1-(6)子どもの権利保障(性的アイデンティティ)		自己評価	第三者評価
II-1-(6)-① 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	相50	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所内は男女別のフロアでの生活であり、現在、特別な配慮の必要な子どもの入所はない。今後のために、それぞれの子ども希望や求めに応じて、どのようなことが出来るのか、またどのような対応が必要なのかを、職員間で検討するための話し合いの場を設けている。</p>			

Ⅱ-2 子どもとの関わり

Ⅱ-2-(1)安全・安心感を与える支援		自己評価	第三者評価
Ⅱ-2-(1)-① 一時保護の受入れの可否は、子どもの安全の視点で検討されているか。	相51	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;                      児童相談所において、子どもの適切な保護の方法を検討しており、一時保護所は児童相談所と密に連携をとって保護の方法を検討している。問題点が明らかになった場合は、一時保護所内での検討や児童相談所との話し合いで意見をまとめている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 子どもへの接し方や対応は適切であるか。	相52	b	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;                      児童がふざけた行動をとった時などに、職員が高圧的な姿勢で注意をしてしまうことがあるが、その後で必ず子どもに対してのフォローを行っている。毎週水曜日の午後に全職員が出席して観察会議を行い、反省点などの話し合いを行っている。名前の呼び捨てはしないようにしており、高圧的な注意の仕方も徐々になくなってきた。子どもと接する場合も、極力同性での対応を心がけ、個室には二人きりで入室しないようにしている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-③ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか。	相53	a	③・b・c
<p>&lt;コメント&gt;                      パーソナルスペースを保ちつつ、声掛けを行うようにしている。その子どもにとって何が安心できるのかを探りながら、不快でない距離を保ちつつ接するようになっている。小さな子ども(幼児)に対しては、好みそうなもので安心してもらったり、甘えたい子どもには他の子どもの視界に入らないところで甘えさせたりと、安心感の持てるような支援を心がけている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-④ 子どもと関わる際に、保護者等の大人とのコミュニケーションに問題がある可能性を考慮しているか。	相54	a	④・b・c
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもの本当の気持ちを汲み取るように、傾聴に心がけている。徐々に気持ちが和らいでくると、子どもたちの方から話をしてきてくれるようになってきている。子どもとの話の内容は、児童相談所の担当の児童心理司や児童福祉司にも伝えている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-⑤ 子どものプライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応が行われているか。	相55	b	a・⑤・c
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもたちには、一時保護所内での様子や友達のことは退所したあとでも話をしないように伝えている。居室入り口にはカーテンがつけられており、廊下を通っても直接室内が見えないようにしている。プライバシーに関しての職員研修は今まで行われていないことから、今後研修の機会を設けることを期待したい。</p>			
Ⅱ-2-(2)エンパワメントにつながる支援		自己評価	第三者評価
Ⅱ-2-(2)-① 「あなたは大切な存在である」ことを、言葉や行動で伝え、自己肯定感や自尊感情の醸成を図っているか。	相56	b	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもが、自分自身を大切な存在であると認識することを、全体的に伝えることはしていないが、個々の子どもには担当者が伝えるようになっている。話の中で励ましや認めることで、子ども本人の自己肯定感を高めるように支援している。子どもが落ち込んでいるようなときには、自己肯定感を醸成する良い機会として捉え、子どもに大切な存在であることを伝えるようにしている。</p>			
Ⅱ-2-(2)-② 表現の機会を多く作り、それが受け止められた体験を通して、自己表現を促す取組みがあるか。	相57	b	②・b・c
<p>&lt;コメント&gt;                      全体で発言する機会はないが、子どもの方から意見や要望等の話をしてくることがある。担当職員が話を聞き、すぐに返事のできるときには返答を行い、判断の難しい時には職員間で相談をしてから必ずフィードバックするようになっている。入所時に、「一人でいたい」と言って何も話さなかった子どもが、安心感に繋がる接し方や褒め方をした結果、よく話をするようになって表情も明るくなった例がある。</p>			

Ⅱ-2-(3)子どもからの聞き取り時の配慮		自己評価	第三者評価
Ⅱ-2-(3)-① 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮は十分であるか。	相58	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもからの聞き取りは児童相談所の職員がすべて行っており、一時保護所としても子どもの気持ちを代弁したり、子どもの抱えている気持ちに配慮したりしている。子どもの気持ちの聴き取り方については、一時保護所の全職員が年度当初に研修を受けている。子どもから聞き取った内容などは児童相談所と共有し、連携を密にとっている。一時保護所としては、子どもの心の傷を広げないように配慮している。</p>			
Ⅱ-2-(3)-② 聞き取った話は、職員間や担当の児童福祉司と共有することを説明しているか。	相59	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもとの面接の中で、話しの内容を児童相談所の児童福祉司や児童心理司、一時保護所の他の職員も共有することを伝えている。直接ではない方法で報告する時も、名前ではなくイニシャルなどを使用して情報が漏れないようにしている。今まで関係者以外に漏れたことはなく、守秘義務は守られている。</p>			

### Ⅱ-3 一時保護所における保護の内容

Ⅱ-3-(1)緊急保護の受入れ		自己評価	第三者評価
Ⅱ-3-(1)-① 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が適切に行われているか。	相60	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>緊急保護を行うについての子どもへの説明は、全て児童相談所の職員が行っている。児童相談所での説明に理解が出来ずに、一時保護所に来てから話を聞いてくる子どももいることから、そのような場合には子どもにも分かりやすく何回も説明を行う事もある。</p>			
Ⅱ-3-(1)-② 閉鎖的環境での保護期間が、必要最低限となるような仕組みがあるか。	相61	b	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に健康診断を行い、身体状況を把握し、専門医にも診察が受けられるようにしている。児童相談所の児童福祉司や児童心理司と連携を密にとり、保護が長くならないように様々な機関との調整も行っている。</p>			
Ⅱ-3-(2)生活面の適切な支援		自己評価	第三者評価
Ⅱ-3-(2)-① 子どもの状態に合わせて、生活面全体の場面で支援が行われているか。	相62	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「一日のながれ」の日課表で、毎日の生活を行っている。必ず活動時間には職員が子どもたちと一緒にいて、健康状態や精神状態の把握に努めている。精神状態の不安定になっている子どもには、必要に応じて細かく対応できるようにしている。日課は決められているが自由時間もあり、メリハリのある日課となっている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-② 適切に日課が構成されており、生活を通して徐々に正しい生活習慣が身に付くよう支援しているか。	相63	b	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>幼児とそれ以外の子どもで日課を変えている。日課はその子どもに応じて変更したりしているが、毎日の入浴や小さな子にはトイレトレーニングを行い、トイレで排泄ができるようになったり、スプーンしか使えなかった子どもが箸を使えるようになったりと、日常習慣の基本トレーニングも欠かさず行っている。掃除や洗濯、食事の手伝いなどは、できる子どもには手伝ってもらい、小さな子どもは職員が手伝いながら練習をさせている。</p>			

Ⅱ-3-(2)-③ レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか。	相64	a	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>あまり広くはないが一時保護所内にグラウンドがあり、外遊びや運動もできるようになっている。密になってけがをする事が無いように人数を分けたり、同じ遊びをする子ども同士で使えるように工夫している。レクリエーションは定期的に行われており、公共施設の体育館を借りて運動をしたりしている。レク担当職員がおり、不定期ではあるがバスで動物園へ行く遠足なども行っている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-④ 安全・衛生が確保され、適切な食事が提供されているか。	相65	a	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外注の調理員ではあるが、2週間ごとの検便や、献立の予定も立てられている。毎食職員も一緒に食事を摂っており、検査も行われている。「検食簿」に食事についての記録も残されている。厨房内や食器類などの衛生管理も、マニュアルに沿って適切に行われている。基本は残さず食べることを目標としているが、嫌いなものでも少しずつ食べることができるよう支援している。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑤ 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか。	相66	b	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々の子どものアレルギーや宗教上の理由によって食べられないものに関しては、常に調理員と連絡を取り、子ども個々にトレーを変えたり、時間を変えたりして間違いのないようにしている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑥ 子どもが食事を楽しみ、美味しく食べるための配慮があるか。	相67	a	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事場所は西に窓があつて明るく、個々のテーブルに透明な仕切りがあり、感染対策もされている。食事形態もおかゆや刻み食の他に、主食は大盛、常食、小盛、極小盛等、年齢なども考慮して子ども本人と相談して決めている。日誌に書かれている食事のことに注意を払ったり、嗜好調査をしたりして、食事を楽しんですべて食べてもらえるように支援している。幼児用の木製椅子を、子どもの状況に応じて学齢期の子どもにも使ったりと、食べやすい工夫も行われている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑦ 子どもの衣服は適切に提供されているか。	相68	b	a・㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣服に関しては、好みに合うように職員と一緒に選定しているが、すべてが好みに合うものを提供出来てはいない。パンツは本人に新しいものを渡しているが、インナーについてはすべて新しいものを渡せてはいない。インナーなどは予算が許す限り新しいものを渡すようにされたい。洗濯などは職員がチェックしており、いつも清潔なものを着られるように支援している。洋服は個々のタンスに入れている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑧ 子どもたちが安心して、必要な睡眠をとれる環境となっているか。	相69	b	a・㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>消灯時間は一律に決まっているが、幼児は早めに就寝するようにしている。温度管理は一律で管理しているが、見回り時に温度が適正かどうか確認して調節している。幼児に関して、不安で眠れない子どもがいる場合は、できる限り添い寝をしたりしている。現在消灯時間が一律であるが、今後の課題として、年齢に合わせた時間管理を考えている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑨ 子どもの健康管理が適切に行われているか。	相70	b	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの個々のケース記録に健康状態の記入を行っている。常勤の保健師がおり、健康管理をしている。医療機関は疾病に応じて決められており、児童相談所との連携により対応方法が決められている。現在、服薬に関して職員一人での管理体制となっていることから、間違いが起きないようにするために、今後複数での管理体制にしていくことを考えている。</p>			
Ⅱ-3-(2)-⑩ 一時保護所内で、子どもへの教育・学習支援が適切に行われているか。	相71	b	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学習の出来る場所や時間は定めてはいないが、学年に合わせたプリントを作成して自主学習を主に行っている。学力査定は行っていないが、一人ひとりの得意、不得意を把握して支援するようにしている。学びなおしの必要な子どもには一学年下の学習から行い、学習意欲がつかうようにしている。定期的ではないが、在籍校の先生が進学などの時に励ましに一時保護所を訪れることがある。</p>			

II-3-(2)-⑪ 通学が可能な子どもについて、適切な通学機会が確保されているか。	相72	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  一時保護所においては、通学は認められていないため通学はしていない。特別な場合(卒業式の練習など)で、出かけたいとの要望がある時には、児童相談所の担当職員と協力をしながら職員同伴で参加することもある。</p>			
II-3-(2)-⑫ 未就学児について、年齢や発達の個人差、生活環境の差異等を考慮した保育が行われているか。	相73	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  未就学児の支援を行うために保育士と幼稚園教諭が配置されており、専門性が保たれている。保育園と同じような保育メニュー(個別指導計画)はないが、ある程度、年齢に応じた遊びのメニューで対応している。個人差や生活環境の違いは全職員が把握しており、それに合わせた保育が行われるようになっている。</p>			
II-3-(3) 家族との関わり		自己評価	第三者評価
II-3-(3)-① 子どもの年齢に応じ、家族等に関する情報提供は適切に行われているか。	相74	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  児童相談所の職員が家族との関係を保っていることから、家族の状況や内容は一時保護所にも伝えられてくる。子どもへの説明も、児童相談所の職員が行っている。児童相談所の職員が子どもに伝えた情報は職員にも報告があり、内容を記録している。また伝えた状況によって生じる子どもの変化については、一時保護所の職員が観察して児童相談所に報告をあげている。</p>			
II-3-(3)-② 家族との面会は適切に行われているか。	相75	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  基本は児童相談所の児童福祉司や児童心理司が担当している。家族との面会や子どもの気持ちや意思、会う事や拒否できることも、すべての説明は児童相談所の担当者が行っている。面会などが行われた場合においては、児童相談所の担当者から細かく報告が上がってきている。子どもの変化についても、注意しながら様子を確認し、一時保護所の職員と児童相談所の担当者とは連携を密にとって情報の共有を図っている。</p>			

#### II-4 特別な支援の実施

II-4-(1) 性的問題行動への対応		自己評価	第三者評価
II-4-(1)-① 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか。	相76	b	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;  プライベートゾーンの説明は子ども個々に行われており、一時保護所の職員が性教育を行うことはなく、性教育に関しては児童相談所の保健師が話をしている。受入れ時に他職種によるカンファレンスの必要性は理解しているが、現状実施出来ているとは言えないため、今後性的問題の内容と背景要因を理解したうえで、支援方法を検討できる体制づくりをされたい。</p>			
II-4-(1)-② 一時保護所の中で性的問題行動が起きた場合に、適切な対処が行われているか。	相77	a	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  女子と男子の居室は分かれており、職員も同性支援ができるように工夫している。万一被害が出た場合は、児童相談所の保健師が改めて教育、指導を行えるようになっており、子どもの気持ちに寄り添いながら、精神の安定を図れるように支援を行っている。異性との交流を控える話し合いを、頻回に行うようにしている。</p>			

Ⅱ-4-(2)他害・自傷行為への対応		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-4-(2)-① 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか。	相78	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 入所時において、他害や自傷行為の可能性の把握は、児童相談所がすべて行っている。自傷行為については、他職種でアセスメントを行っている。毎週水曜日に観察会議が行われ、職員全員で対応方法が明確になっており共有できている。緊急時には、職員の応援体制も整えられている。</p>			
Ⅱ-4-(3)法に触れる行為を犯した子どもへの対応		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-4-(3)-① 重大事件に係わる触法少年・少女に対して、適切な対応を行っているか。	相79	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 重大な事案に関する一時保護時の対応は、全て児童相談所の児童福祉司や児童心理司が対応しており、一時保護所の職員との情報共有はできている。入居中は他の児童との接触がないように配慮し、刺激の少ないスペースにおいて生活ができるようにしている。</p>			
Ⅱ-4-(4)身近な親族を失った子どもへの支援		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-4-(4)-① 身近な親族等を失った子どもに対し、適切な対応を行っているか。	相80	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 親族が亡くなったなどの話の判断は、児童相談所の職員が行っており、適切な時期に話をしている。葬儀などへの参加についても担当の児童心理司等が判断して参加することもある。その後のケアは一時保護所の職員が対応しており、子どもの様子を児童相談所と連携を取って見守り、子どもの少しの変化も見逃さないように注視している。</p>			
Ⅱ-4-(5)被虐待児の受入れ時の配慮		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-4-(5)-① 被虐待児の受入れにあたり、必要な支援のための環境・体制が整備され、適切に受入れが行われているか。	相81	a	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 被虐待児であることや子どもの心身の状況など、必要な支援を行うための専門職がチームを組み、対応方法などの検討をする仕組みがある。すべての情報は児童相談所から入ってくる。心理的なケアを行う体制もあり、一時保護所での生活が安全で安心できる場所であることを伝えている。</p>			
Ⅱ-4-(6)障害児の受入れ時の配慮		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-4-(6)-① 障害を有する子どもの受入れにあたり、必要な支援のための環境・体制が整備されているか。	相82	b	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt; 児童相談所において、受入れの基準が明確になっている。一時保護所内はバリアフリーにはなっているが、身体に障害を有する子どもに対する体制は不十分である。受入れ時に、子どもの障害に関しての情報は得られるが、必要な支援を行うための専門職を含めたチームケア体制はまだ整えられていない。発達障害に対する刺激のコントロールが行える環境はある。</p>			
Ⅱ-4-(6)-② 障害を有する子どもの受入れが適切に行われているか。	相83	a	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの障害特性について書かれた文書はある。個別支援計画において、治療的ケアなどの特別な支援が必要な時には、児童相談所が対応している。今まで障害のある子どもが入居して来なかったという事もあり、他の子どもへの障害に関する理解についての取組みは行われていない。</p>			



II-4-(7)健康配慮が必要な子どもの受入れ		自己評価	第三者評価
II-4-(7)-① 健康に配慮することが必要な子どもに関し、適切に支援するための環境・体制が構築されているか。	相84	a	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康に配慮が必要な子どもの受入れに関しては、児童相談所が判断をしている。受け入れた場合の健康管理は、毎日測定を行って個人日誌に記入されている。マニュアル的なものはないが、緊急時の対応などは職員間で共有している。職員間の医療的ケアの研修は行われておらず、医療行為が必要に応じて受けられる体制もできていない。</p>			
II-4-(7)-② 健康に配慮することが必要な子どもを受け入れ、医療行為を含む支援が適切に行われているか。	相85	a	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの状態や情報は職員間で共有されており、配慮が必要な子どもには安定した生活が送れるように支援している。医療行為が必要になった場合の対応は保健師の資格を持った職員が行い、通院ができる体制が取られている。日常生活における健康に関する対応方法は明記されていない。薬の服薬に関しても、誤薬事故のないように注意している。</p>			

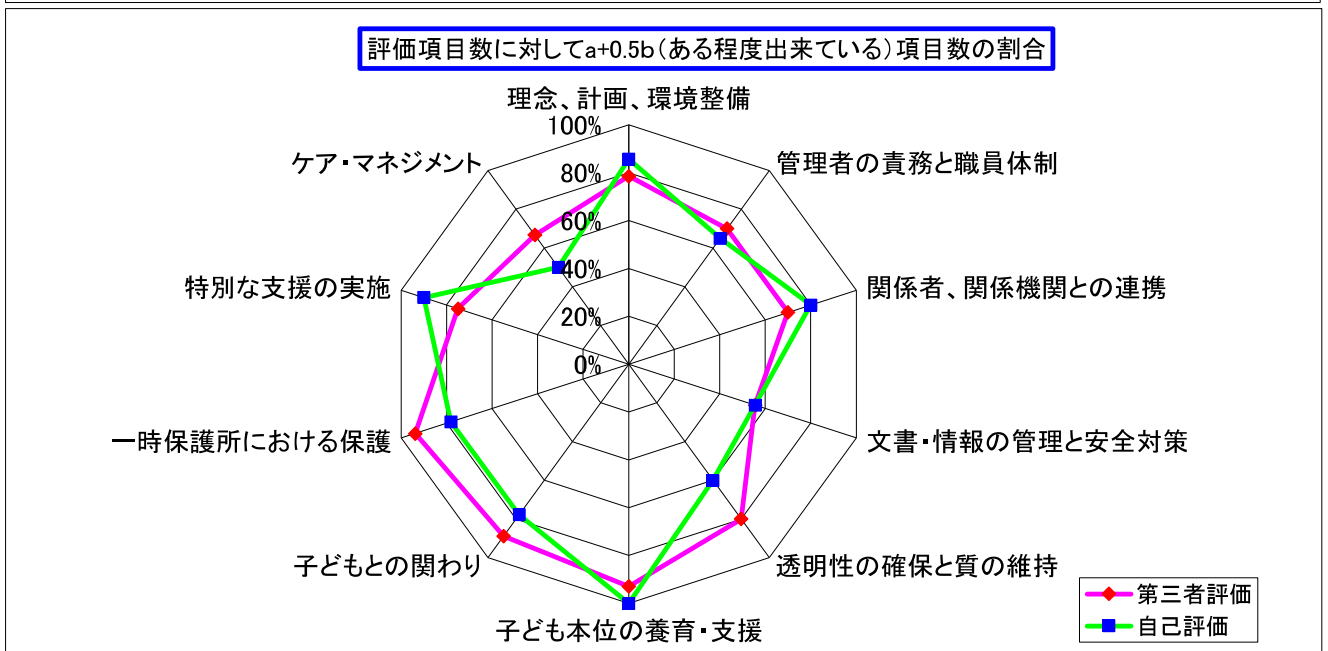
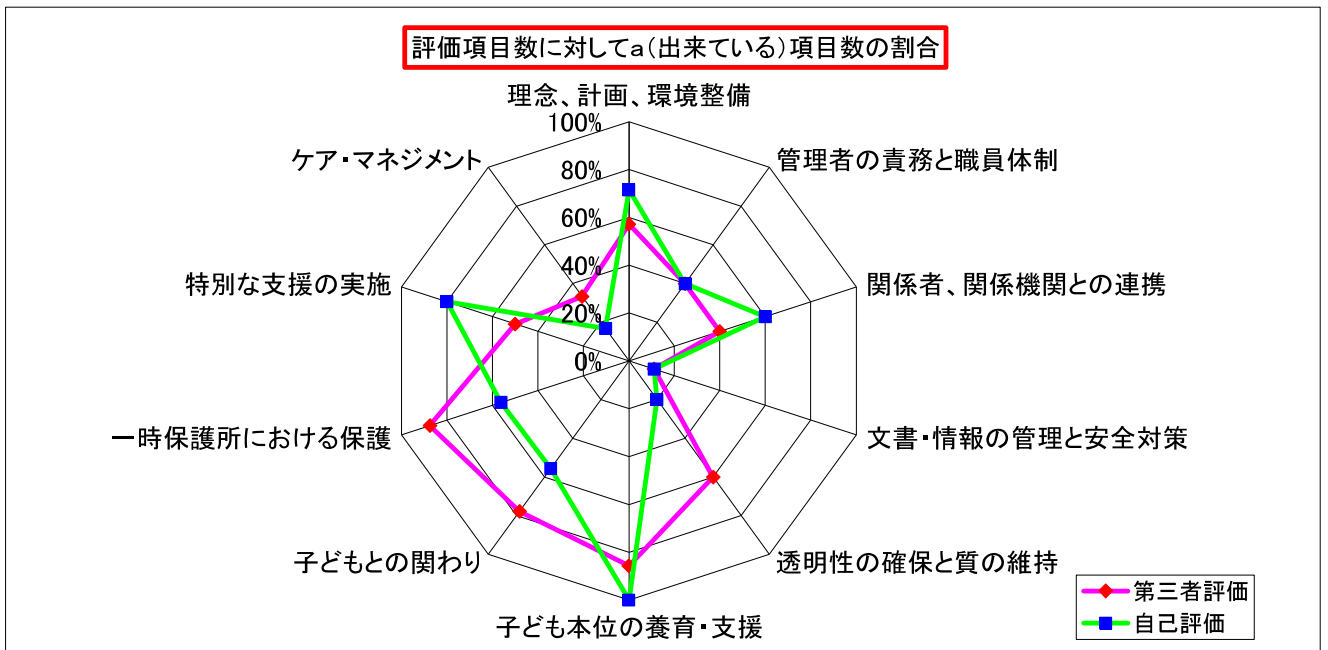
## II-5 ケア・マネジメント

II-5-(1)アセスメント・援助指針・個別ケア		自己評価	第三者評価
II-5-(1)-① 保護の開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	相86	b	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや家庭の事情などは、児童相談所の聞き取りが行われ、常に一時保護所にも連絡が入る。ただ、家庭の事情が複雑な場合もあり、情報が正確に確認できない時もある。詳細な情報が入るよう、確認事項などを書式化して児童相談所に渡し、内容の確認を細かに把握できるようにしていくことを計画している。子どもの健康状態に関して、情報だけでは不足の場合もあり、確認するために健康診断を受けてもらう事もある。</p>			
II-5-(1)-② 総合的なアセスメントが行われ、それに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか。	相87	b	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>水曜日の午前中に児童相談所で個々の子どもについての話し合いが行われ、内容はすぐに一時保護所にも連絡が入る。個別援助方針は作成されていないが、総合的なアセスメントは行っており、関係機関と連携がとれるようにしている。個別援助方針が作成されていないことから、職員がすべてを把握できているか不明である。統一した支援が行われるよう、分かりやすく記載するなどの工夫を期待したい。</p>			
II-5-(1)-③ 子どもの状態や周囲の状況の変化に応じた援助方針の見直しが行われているか。	相88	b	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別援助方針は作成されていないが、アセスメントは行われている。必要な変更や長期の保護とならないようにアセスメントは実施されているが、職員が統一した支援を行うことが可能となるよう、分かりやすく記載できるような方法を検討された。</p>			
II-5-(1)-④ 個別援助指針に基づき、個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか。	相89	c	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別援助方針は策定されておらず、個別対応が必要な場合には個別対応プログラムを作成して対応している。基本的な日常生活のルールは入所時に説明を行っているが、その子どもに応じたルールを作って支援を行っている。子どもへの面会や電話、手紙などは一時保護所では受け付けてはいない。</p>			

Ⅱ-5-(2)子どもの観察		自己 評価	第三者評価
Ⅱ-5-(2)-① 子どもの行動観察を行う仕組みがあり、適切に記録されている。	相90	b	②・b・c
<コメント> 毎日の話の中から、職員が子どもの様子確認を行っている。子ども一人ひとりの長所や短所を意識しながら観察を行い、記録として保存している。毎週、水曜日に行われる担当者会議(総合会議、観察会議)において、児童相談所の担当職員との情報共有は行われている。			
Ⅱ-5-(2)-② 観察会議が適切に実施されているか。	相91	a	②・b・c
<コメント> 毎週水曜日に一時保護所の職員も参加する会議が開かれ、児童相談所の児童心理司や児童福祉司も参加しており、子ども個々についての検討が行われている。水曜日の午前中には総合会議が、午後には観察会議が開かれている。			

# 浜松市一時保護所 わかばのいえ

作成日:2019/07/16



評価項目数	第三者評価							自己評価							
	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b/項目数	結果数 a	結果数 b	結果数 c	a%	b%	c%	a+0.5b/項目数	
理念、計画、環境整備	7	4	3	0	57%	43%	0%	79%	5	2	0	71%	29%	0%	86%
管理者の責務と職員体制	10	4	6	0	40%	60%	0%	70%	4	5	1	40%	50%	10%	65%
関係者、関係機関との連携	5	2	3	0	40%	60%	0%	70%	3	2	0	60%	40%	0%	80%
文書・情報の管理と安全対策	9	1	8	0	11%	89%	0%	56%	1	8	0	11%	89%	0%	56%
透明性の確保と質の維持	5	3	2	0	60%	40%	0%	80%	1	4	0	20%	80%	0%	60%
子ども本位の養育・支援	14	12	2	0	86%	14%	0%	93%	14	0	0	100%	0%	0%	100%
子どもとの関わり	9	7	2	0	78%	22%	0%	89%	5	4	0	56%	44%	0%	78%
一時保護所における保護	16	14	2	0	88%	13%	0%	94%	9	7	0	56%	44%	0%	78%
特別な支援の実施	10	5	5	0	50%	50%	0%	75%	8	2	0	80%	20%	0%	90%
ケア・マネジメント	6	2	4	0	33%	67%	0%	67%	1	4	1	17%	67%	17%	50%
合計	91	54	37	0	59%	41%	0%	80%	51	38	2	56%	42%	2%	77%